

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

Topic

【確定給付企業年金制度】

金利上昇による予定利率の下限と年金制度への影響について

2026年4月に、日本の10年国債の応募者利回りは2.5%台まで上昇し、約27年ぶりの高水準を記録しています。昨今の金利情勢を踏まえ、金利の上昇が確定給付企業年金（以下「DB」）制度へ与える影響について解説します。



健人(けんと) 人事・労働部門で退職金・企業年金を担当する新入社員。「聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥」が信条。数字を尊敬している。



数子(かずこ) 退職金・企業年金担当のベテラン社員。新入社員・健人の教育担当。その熱心さゆえ、厳しい面が出てしまうこともあるが、後輩想い。

2025年度の金利上昇によるDB制度への影響は？

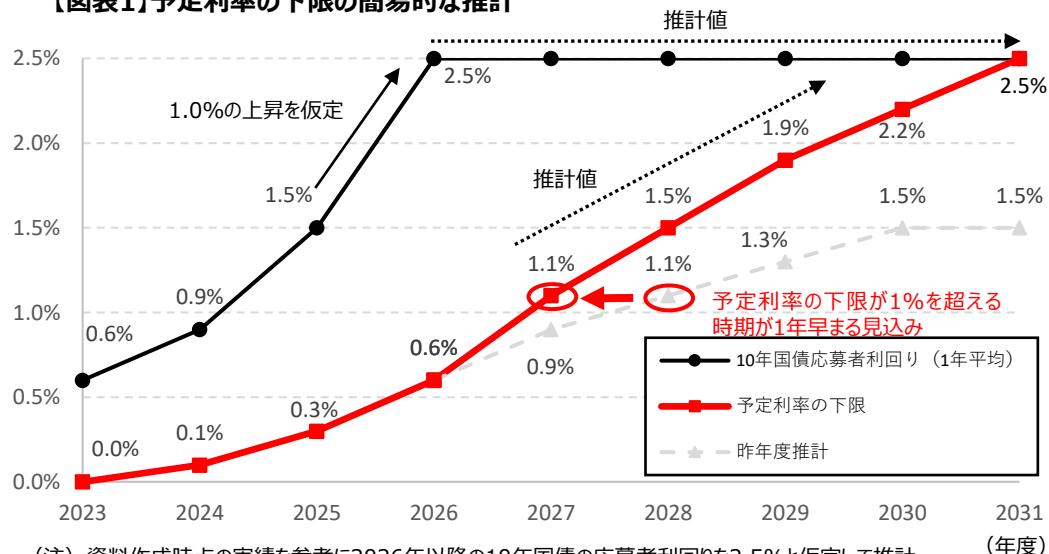
昨年5月のスミセイ・年金インフォメーションにて、金利上昇による予定利率への影響について解説がありました。その時より金利が更に上昇しましたが、状況に何か変化はあるのでしょうか？

昨年5月時点では、今後の10年国債の応募者利回りを1.5%として、将来の予定利率の下限(*)を推計しました。現在は、10年国債の応募者利回りが2.5%付近で推移しているため、今後の10年国債の応募者利回りを2.5%として、推計すると【図表1】のようになります。



(※) 10年国債の応募者利回りの1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準として、厚生労働大臣が毎年設定。

【図表1】予定利率の下限の簡易的な推計



予定利率の下限が1.0%を超えるタイミングが1年早まる見込みになりましたね。当社は予定利率が1.0%でしたので、すぐに見直さないといけない…、というわけではなく、財政再計算のタイミングで見直せばよいということでしたでしょうか？

よく覚えていましたね。予定利率の下限を下回っていたとしてもすぐに見直す必要はなく、財政再計算のタイミングで見直せばよいという点がポイントですね（【図表2】参照）。あと、予定利率は積立金の長期の運用収益の見込みを上回らないようにすることも忘れて下さい。



【図表2】予定利率引き上げのタイミングの例

予定利率1.0%、決算日を3月末日、次回の再計算予定時期を2029年度と仮定

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
決算基準日	2027年3月末	2028年3月末	2029年3月末	2030年3月末
予定利率	1.0%			
予定利率の下限	0.6%	1.1% (※)	1.5% (※)	1.9% (※)
下限の抵触有無	抵触しない	抵触	抵触	抵触
予定利率の見直し要否	不要	不要	不要	必要

(※) 左記推計値



わかりました。ちなみに、金利上昇がDB制度に与える影響は予定利率だけなのでしょうか？

いいえ、他にも影響があります。今回はその一つの「給付利率」について確認してみましょう。



(注) 資料作成時点の実績を参考に2026年以降の10年国債の応募者利回りを2.5%と仮定して推計。

(年度)

年金額の算定に使用する利率(給付利率)とは

例えば、定年退職時にDB制度から100万円を一時金で受け取れる人がいたとして、その人が年金(10年確定年金)での給付を選択した場合、年金年額はいくらになると思いますか？

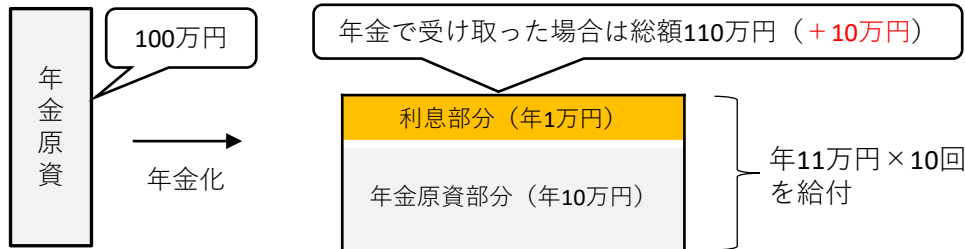


100万円÷10年で10万円でしょうか？

一時金額を均等に分けるとそうなりますね。ただ、DB制度では一時金での受け取り額より、年金での受け取り総額を大きくしないといけません。そこで、一時金額(年金原資)に利息を付けることで、年金額を大きくしています。この利息の計算に使う利率を給付利率といいます。(【図表3】参照)



【図表3】給付利率のイメージ(給付利率2.0%のケース)



年金化することで受け取り総額が10万円増えましたね。給付利率は、一時金で受け取る際には関係ないものですが、年金で受け取る際には年金額の決定に関係するものになりますね。

そうですね、給付利率は給付設計に関わるものと言えますね。この給付利率も予定利率の下限を上回る必要があるため、金利上昇によって、給付利率の見直しの検討も必要になります。見直すタイミングは予定利率と同じく、財政再計算のタイミングとなります。

給付利率は年金規約(*)で確認できますが、わからなければ受託機関に確認しましょう。



(※) 老齢給付金に関する条文や年金規約別表の年金現価率表に予定利率と記載されていることがあります。

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2026年5月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

給付利率の見直しの注意点

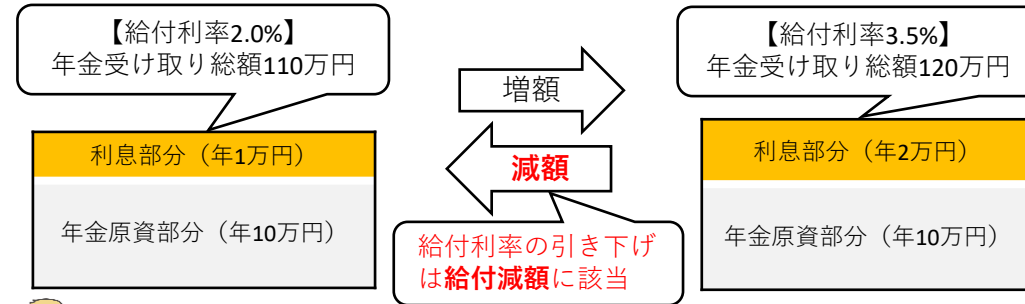
給付利率の見直しをどのように進めたらよいのでしょうか？

先ほど説明したとおり、給付利率を変更するということは、年金の受け取り総額を変更するということです。従業員に将来いくら年金を受け取ってほしいのか、昨今の金利上昇を踏まえて、改めて検討する必要があります。その中で、給付利率が予定利率の下限を上回る必要があるということにも注意しなければいけません。

給付利率を引き上げた後で、予定利率の下限が下がった場合、給付利率を元に戻してもよいのでしょうか？

予定利率の下限の上昇を要因として給付利率を引き上げたとしても、給付利率を引き下げることは、給付減額に該当します(【図表4】参照)。給付利率は従業員の老後の所得に関わるため、給付利率を引き上げる際には、給付利率の水準について慎重に検討する必要があります。

【図表4】給付利率引き上げ後に給付利率の引き下げをする場合の注意点



給付利率の見直しについて、今度、スミセイさんに相談してみます。

こんなときには
住友生命に
ご相談を！

- ・ 財政再計算結果に関するご照会
- ・ 予定利率や運用の見直しのご相談
- ・ 退職金・企業型DCのコンサルのご要望
- ・ 従業員さまにiDeCoをご紹介される場合等

あなたの未来を強くする

住友生命

【住友生命保険相互会社】
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話(03)6664-8630(年金数理室)
(ホームページ)https://www.sumitomolife.co.jp